人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる 島根創生 SHIMANE SOUSEI 2nd

ものづくり産業脱炭素化促進事業

脱炭素化にチャレンジする ものづくり企業を支援します

専門家派遣

県内企業様に専門家・エキスパートを派遣し、各社の脱炭素化に向けた課題の整理、取組検討や事業計画の策定・実行を支援。

専門家の派遣時間・回数は、年間２４時間、計６回を上限とする。派遣費用は無料。

補助金

最大

1,000万円

事前着手制度あり

▶補助制度の詳細は裏面をご確認ください。

A型：成長分野進出事業

- グリーン成長分野への進出・事業拡大に資する設備投資に関する事業
- 補助率：1/2以内
- 補助上限：1,000万円

※R6～8年度内に交付要綱で定める補助事業に採択されている企業を除く

B型：生産プロセス改善事業

- 生産プロセス等を改善し炭素生産性の向上に資する設備投資に関する事業
- 補助率：1/2以内
- 補助上限：1,000万円

※再エネ自家消費設備は500万円

C型：設備配置変更事業

- 炭素生産性の向上に資する工場内における設備の配置変更を行う事業
- 補助率：1/2以内
- 補助上限：100万円

D型：エネルギー見える化事業

- エネルギー量の計測等を通して削減に資する設備投資に関する事業
- 補助率：1/2以内
- 補助上限：500万円

※カーボンニュートラルへの対応に係る環境関連国際認証を取得するための補助金メニューは別事業にてご用意しておりますので、別途ご相談ください。

<table>
<tr><th></th><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th><th>D型</th></tr>
<tr><td rowspan="5">要件</td><td rowspan="2">①グリーン成長分野からの受注増額のための設備投資であること</td><td colspan="2">①取引確保・継続等のため、事業場単位での炭素生産性を年率平均１％以上増加させること
※炭素生産性＝付加価値額／ＣＯ２排出量</td><td rowspan="2">①省エネ診断を受診し、エネルギー量削減に資する計画策定すること</td></tr>
<tr><td>② ①に資する設備投資を行う取組</td><td rowspan="3">② ①に資する工場内における設備の配置変更を行う取組</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っている者</td><td>③「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っている者</td><td rowspan="2">②専門家による継続的な指導を受けること</td></tr>
<tr><td>④省エネ診断を受診し、エネルギー量削減に資する計画策定すること</td></tr>
<tr><td colspan="4">（共通）先駆的な取組として成果を公開できること</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td>ＥＶ部品加工設備等、要件を満たす設備投資</td><td>①生産プロセス関連設備
②再生可能エネルギーの自家消費設備</td><td>工場内のレイアウト変更及び製造工程見直しなど炭素生産性向上に資する取組</td><td>エネルギー計測、解析、運用最適化制御等により、エネルギー量削減に資する設備
（計測制御装置等）</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td colspan="4">県内に主たる事業所を有する中小企業者のうち、製造業を主たる事業として営む企業
(みなし大企業を除く)</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>設備導入費、改修費等</td><td>設備導入費、改修費等</td><td>配置変更費</td><td>設備導入費、改修費、技術導入費等</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td colspan="4">補助対象経費の1/2以内(千円未満切り捨て)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助限度</td><td>1,000万円</td><td>1,000万円
ただし②は500万円</td><td>100万円</td><td>500万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">各申請区分を併用する場合の上限は1,０００万円。ただしＡ型とＢ型は併用不可。</td></tr>
<tr><td>補助期間</td><td colspan="4">交付決定の日から、最長で令和９年２月１０日まで
（ただし、事前申請により、交付決定日前の事前着手制度あり）</td></tr>
</table>

公募期間

令和８年４月２２日（水）～
令和８年６月２２日（月）17時まで

審査方法

審査委員会によるプレゼンテーション審査
※審査会の日程は別途ご連絡いたします。

申請方法

所定の様式に記載のうえ、必要書類を添付してご申請ください。
（令和８年６月２２日必着）
対象となる要件等ございますので、まずは下記までご相談ください。

▶申請先／お問い合わせ先
公益財団法人しまね産業振興財団　新事業支援課
TEL:**0852-60-5112**　E-mail:**sat@joho-shimane.or.jp**
〔制度全般〕島根県商工労働部産業振興課　TEL：0852-22-5341